

地域交通対策等特別委員会記録

開催日時 平成25年5月10日(金) 14:02~14:25

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

安井 宏一 委員長

乾 浩之 副委員長

森山 賀文 委員

宮本 次郎 委員

高柳 忠夫 委員

出口 武男 委員

小泉 米造 委員

欠席委員 1名

米田 忠則 委員

出席理事者 大庭 県土マネジメント部長

大森 交通部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 「(仮称) 奈良県公共交通条例」(素案) について

(2) その他

<会議の経過>

○安井委員長 地域交通対策等特別委員会を開会いたします。

本日の欠席は、米田委員です。なお、出口委員は少しおくれるということでございます。

本日、当委員会に対しまして1名の方から傍聴の申し入れがありますが、これを認めることとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それでは、異議なしということで傍聴の許可をしたいと思います。

なお、またその後の申し入れについても、先の方を含めて20名を限度に許可することとしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それでは、認めることといたします。

案件に入ります前に、4月1日付をもって議会事務局に異動がありましたので、事務局長から新任の担当書記の紹介を願いたいと思います。

○石井事務局長 それでは、4月1日付で異動になりました新任担当書記の紹介をさせていただきます。

政務調査課課長補佐の藤田書記でございます。

○藤田書記 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

○石井事務局長 議事課議事係長の中川書記でございます。

○中川書記 中川でございます。よろしくお願いいたします。

○石井事務局長 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○安井委員長 次に、4月1日付で理事者に異動がありましたので、大庭県土マネジメント部長から異動のあった理事者の紹介を、大森交通部長から自己紹介及び異動のあった理事者の紹介をお願いします。

○大庭県土マネジメント部長 はい。まず、土木部長から県土マネジメント部長になりました大庭でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回県土マネジメント部関係で異動のあった理事者の紹介をさせていただきます。

村上県土マネジメント部次長、交通政策担当地域交通課長事務取扱でございます。

○村上県土マネジメント部次長 村上でございます。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 引き続きまして、中尾まちづくり推進局次長、地域デザイン推進課長事務取扱でございます。

○中尾まちづくり推進局次長 中尾でございます。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 引き続きまして、堀内道路環境課長でございます。

○堀内道路環境課長 堀内でございます。よろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 梅原道路管理課長でございます。

○梅原道路管理課長 梅原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大庭県土マネジメント部長 よろしく申し上げます。

○大森交通部長 この春の異動で交通部長を命ぜられました大森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同じくこの春の異動で、交通規制課長を命ぜられた田原でございます。

○田原交通規制課長 田原です。よろしくお願いいたします。

○大森交通部長 以上でございます。

○安井委員長 本日の案件は「(仮称)奈良県公共交通条例」(素案)についてでございます。

これまで地域交通対策等特別委員会委員により、理事者も交え、生活交通確保条例検討のための勉強会を開き、条例を検討してまいりました。その結果を「5月10日地域交通対策等特別委員会資料」としてまとめさせていただきました。私からその概要を説明させていただきます。

提案に至った理由といたしましては、近年、奈良県において公共交通の維持が困難になりつつあることから、今後、県が推進していく公共交通に関する施策の実効性を担保していくため、新たに制定しようとするものです。

条例名は、奈良県公共交通条例としております。

前文は、近年の状況、今後の課題、目指すべき社会、県民の生活を守るため相互連携の必要性を述べ、県が公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例制定とさせていただきます。

本文は、全8条立てで構成いたしております。

第1条は、目的。現在あるべき及び将来の目指すべき公共交通のあり方についての基本理念を定め、県の責務、市町村との連携、公共交通事業者及び県民の役割を明らかにし、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共交通により円滑な移動を享受できる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的ととしてしています。

第2条は、基本理念の定めでございます。公共交通による生活交通を享受できる移動環境の確保は、県民が健康で文化的な日常生活及び社会生活を営むため必要であることから、県の責務を定めています。そして、公共交通に関する施策の推進は県、市町村、公共交通事業者等、県民が連携し及び協働しつつ行わなければならないとしております。

第3条は、県の責務です。公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施し、県内における公共交通の広域的なネットワークを確保するとともに、市町村が実施する施策、公共交通事業者が実施する業務について必要な助言、その他の支援を行うよう努めるものとしております。

第4条、市町村との連携をうたっております。

第5条、公共交通事業者等の役割をうたっております。

第6条、県民の役割を記述し、県は県民及び来訪者と情報を共有することを規定してお

ります。

第7条、公共交通基本計画。知事は保健、医療、福祉、教育、その他の施策との連携及び関連する施策との連携を図りながら計画を定め、必要に応じ見直しを行うこととし、毎年度施策の実施状況を議会に報告することとしています。

第8条は、必要な事項の知事への委任でございます。

そして、施行期日は空白になっておりますが、公布の日から施行することを考えております。

以上、説明をさせていただきましたが、何かご意見等ありましたらご発言をいただきたいと思います。委員の方、何かご質問、ご意見等ございませんか。先般の勉強会で随分と意見をお出しいただいて、まとめたものでございます。何か。

○宮本委員 ご苦勞さまで。この間ずっと議論をしてきました。

(「はい」と呼ぶ者あり)

私どもも意見を申し上げてきました。大きく2点、論点があったと思っています。一つは、これだけ交通難民というものが生まれてくる背景に、やはり人口の偏りですとか、あるいは国の公共交通政策の変化ですとか、そういう事情がある中で、県としてきっちり公共交通を確保する責務があることを、条例にうたわなければならないと主張してきました。そのことは、4月30日の修正案ではちょっとあいまいになって、私もかなり意見を強く申し上げましたが、今回はきっちりとそこも位置づけられるということで、県の責務をしっかりとったことが一つ大きい成果ではないかと思っております。

もう一つ私が最後までこだわったのは、県民の役割です。もちろん、公共交通というのは県民あってこそのことですから、県民の協力が欠かせないの言うまでもありませんが、その県民の協力を引き出す責任が県にあるという立場から、県民の責務という位置づけを条例に盛り込むのは不適切ではないかと申し上げてきました。ましてや県民の代表である県議会議員が発案する条例ですから、県民の責務という項目をつくって、何々しなければならないというような、県民の手を縛る条例をつくるのは本末転倒だということも主張してまいりました。議論の結果、県民の役割ということで位置づけをされて、第6条の第2項に「県は」ということで、ここは主語は「県は」になっているわけですが、県民及び来訪者と情報を共有し、広く意見を求めるということが入ったという点で、まあ可とします。ただ、第6条の第1項で、県民は協力するよう努めるものとするということで、「県民は」という主語が残ったという点は、私としては若干不満が残るところではありますが、

全体の条例の構成の中に県の責務が明確化されたという点で折り合いがついたということ
で言えば、反対するというのではなく、気持ちよくこの条例の制定を進めていけるの
ではないかと思っておりますので、いろいろと2年間にわたって調査、議論する中で、一
つの形にできたのではないかと考えております。また、折しも「地域公共交通の活性化及
び再生に関する法律」ができて進められていますが、その法律の中に国民の参加を位置づ
けた点がやはり新しい点とされていますので、そういう観点を持ってまた引き続き必要
な意見等も申し上げていきたいと思っております。以上です。

○安井委員長 おっしゃっていることはよくわかります。全体の文章を通じて、宮本委員
に判断していただきたい。個々にそういったところはあると思うのですけれど、先般から
の勉強会での意見が随分とこの改正点に盛り込まれていますし、流れとしてはよくなって
いるのではないかと考えております。

ほかに何か。

○高柳委員 年明けから急速に、条例制定の機運というのが出てきたということで、12
月にはもうどうなるのだろうと思っております。実際問題、奈良県の抱えている交通バス
路線は本当に危機的なのだということをやはり再度共有しておかないといけないというこ
とと、これは全国で初めてだという意味をもう一度確認したいということで、それは「交通
基本法」がまだまだどうなるのかというのはわからない中で、県で初めということ
ほかの県でも、村上県土マネジメント部次長からは、これは実効性がないというようなニ
ュアンスですごく情けないというのか、私は逆にこの条例を持って帰ってほしいというふ
うに思っているのですけれども、そういう流れを一つつくるというのと、もう一つは、奈
良県下の中で生活交通か公共交通かで論議したという話になるのですけれども、市町村に
も具体的に動いていただくようなきっかけになったらいいということで、ますます県がそ
の責務をしっかりこなしていく、そして私たちが議会できっちり対応していく中で中身をつ
くっていくのだと思っておりますので、議会事務局なり委員長、本当にありがとうございます。

○安井委員長 これは、だれがどうということではなく、やはり委員の盛り上がりが一番
大事だったと思うし、この委員会が発足した2年前からずっと各委員から意見を出されて、
そしてきょうを迎えたと思っております。これは委員会の発案ということもあるけれど、理
事者のご協力もあって、最終的な取りまとめができるところに至ったということで、奈良
県の取り組む姿勢がこの条例にあらわれているという点では大変よかったのではないかと

思います。全国で初めてということもあるけれど、初めて取り組む奈良県の勢いというか、そういったものが感じられる条例になってほしいと思います。

ほかに。

○小泉委員 1年半ぐらいですけれども、大変ご苦労さまでございました。いろいろ論議したわけですが、この条例をつくったらいいというそもそもの発議は、いわゆる買い物難民をはじめとした、住民が移動するのに非常に困難が生まれてきていると。その原因は、先ほど言われたように、バス路線が廃止されたり、いろいろな要因があるわけですが、それをどうしてあげたらいいのかという中で、県としてはやはり条例制定をやるべきではないかということであったと思うわけですが、非常に努力の結果この条例をつくって、これからさらに何年かの先には、できるだけ多くの人たちが移動困難者にならないようなものをどうつくっていくかという辺を検討してほしいと思うのです。

神戸大学工学部喜多教授に述べていただきましたように、国で移動権という話が出れば、権利は住民にあるけれども、義務もあると。義務は何だと言え、やはりお金の問題だと思うのです。お金の負担の問題をどのようにしていくかという中で、喜多教授の発案はおもしろいと思ったのですが、下水道負担金のような形で、この地域は完全に足を確保してあげる、そのためにはお金はこれだけ払ってくださいと。全住民からお金を取ることで、その地域の足は完全に確保できる。それで、できないところはどのようにするかといえ、これから過疎化が進んでくるわけですから、できるだけ住民が移動できるようところへ移ってもらうような制度をつくっていったりしながら、完全に地域ができるようなものをつくっていくことも含めた施策をやりながら、みんなが移動可能な状況をつくっていくこともこれから必要だと思います。しかし、まあこれは非常に大切ですので、これは了として、本当にご苦労さまでございました。そういう意見として述べておきます。

○安井委員長 この条例が今おっしゃっていただいたことの礎となってほしいと思いますし、このことによって、さまざまな施策が県からも生まれてくるだろうと思います。

ほかに何か感想などがあれば。特にございませんか。

委員の間では、特にこれで意見がないようでございますので、理事者の意見を求めたいと思います。特に何かお感じの点ございますか。

○大庭県土マネジメント部長 このパブリックコメント案につきましては特段の意見はご

ざいませんが、勉強会を通じて我々も議論に参加させていただきました。また、地域交通対策等特別委員会発足以来、さまざまな議論に参加させていただきました。その結果、県の責務もしっかり明記していただいた案が、今ここで出ております。我々として進めていくべき方向を導いていただいているという思いでございます。今後とも、パブリックコメント案、そして本会議での審議等々を踏まえて条例になっていくと思っておりますけれども、ご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○安井委員長 県土マネジメント部長が代弁して言っていたようなことになりましたけれど、村上県土マネジメント部次長はいかがですか。

○村上県土マネジメント部次長 県土マネジメント部長の大庭が申し上げたとおりでございますけれども、今後パブリックコメントを行うことによって、県民の皆さんにさらに知っていただけるのはすごくありがたいと思っております。現在でも行政としてはやっておりますけれども、この条例の制定をきっかけに、我々の取り組みをさらに県民の皆様へ理解いただくよう努力してまいりたいと思っております。これから身の引き締まる思いで施策を推進させていただきたいと考えております。以上でございます。

○安井委員長 ほかに何か。

○牛嶋まちづくり推進局次長 県土マネジメント部長が言われたとおりなのですが、喜多教授の勉強会にずっと参加させていただきまして、いろいろと厳しいところもあったようには思っております。それで、喜多教授のことに私も戻ってしまうのですが、やはり市町村にどう伝えていくかということと、応分の負担といひますか、それぞれニーズに見合った負担をどう求めていくかということは、これからまだまだ議論が要ると思っております。感想みたいで申しわけないです。以上です。

○安井委員長 先ほど高柳委員もおっしゃっていたけれど、今日条例案ができたのは、それぞれ委員の方々、理事者の方々の意見が集約された結果、こういうぐあいにまとめたものであって、だれがヒットを打ったとかホームランを打ったとか、そういうことではなく、全員の力でまとめたいただいた。これは非常に大きな力であり、また先駆けとしてやっていくには十分なスタッフがそろったと思ひ次第でございます。

それでは、パブリックコメントについて申し上げたいのですが、奈良県公共交通条例の素案について、原案どおりパブリックコメントを行うことについて委員の方々のご意見を求めたいと思ひます。なお、期間は5月17日から6月5日を予定しておりまして、パブリックコメントの方法は県のパブリックコメント手続要綱に準じて行いたいと考えて

おります。この素案のパブリックコメントを行うことについては、特にご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、この案でパブリックコメントを実施したいと思います。

このことについて、特に意見がございませんので、本日の委員会はこれをもって終わりたいと思います。さまざまなお意見、本当に長い間ありがとうございました。最後の段階を迎えておりますので、パブリックコメントでどのような意見が出てくるかわかりませんが、来月、最終の委員会になりますが、そこでその結果をお諮りした上で本会議にかけたいと思う次第であります。次の委員会でパブリックコメントの結果もご報告申し上げたいと思っております。

きょうの委員会は、この原案のパブリックコメントを行うということで終了したいと思います。長時間にわたりましてありがとうございました。終了します。